

奈良県京奈和自動車道連絡調整会議 規約

(名称)

第1条

本会は、奈良県京奈和自動車道連絡調整会議（以下「会議」という）と称する。

(設置)

第2条

会議は、国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所長、西日本高速道路株式会社関西支社奈良工事事務所長が設置する。

(目的)

第3条

会議は、奈良県内の京奈和自動車道事業における事業進捗状況等について関係機関で情報共有を図り連携を強化していくことを目的とする。

(会議)

第4条

会議の構成員は、別紙のとおり構成する。なお、必要に応じ、構成員以外のものを会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第5条

会議は非公開とするが、その結果については公表する。

(事務局)

第6条

会議の事務局は、国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所に置く。

(開催時期)

第7条

会議の開催は、必要に応じて随時開催する。

(WGの設置等)

第8条

本会議の下部組織に必要な応じてWGを設置することができる。

(雑則)

第9条

この規約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、必要に応じて協議の上、対応するものとする。

奈良県京奈和自動車道連絡調整会議 名簿

所 属		職 名
奈良県	県土マネジメント部	部 長
国土交通省	道路部	部 長
近畿地方整備局	奈良国道事務所	所 長
西日本高速道路 株式会社	関西支社 建設事業部	部 長
	関西支社 奈良工事事務所	所 長